

四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第10号

四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例の一部を改正する条例

四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例（平成16年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第238条の4第7項</u> の規定により四日市競輪場に広告の掲出を許可する場合の使用料については、この条例の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第238条の4第4項</u> の規定により四日市競輪場に広告の掲出を許可する場合の使用料については、この条例の定めるところによる。

改正後	
別表（第2条関係）	
広告の種類	1 m ² 当たりの広告の使用料（年額）
走路面広告	<u>52,380円</u>
壁面広告	<u>31,430円</u>
備考（略）	

改正前	
別表（第2条関係）	
広告の種類	1 m ² 当たりの広告の使用料（年額）
走路面広告	<u>51,430円</u>
壁面広告	<u>30,860円</u>
備考（略）	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市競輪場広告掲出許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市競輪場広告掲出許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(商工農水部けいりん事業課)